令和8年度埼玉県認定調査員現任研修（中級コース）

資料3

障害のある方への調査の留意点

埼玉県福祉部地域包括ケア課

調査実施上の留意点

（認定調査員テキストp.7）

調査対象者の心身の状況については、
個別性があることから、
例えば視力障害、聴覚障害等や
疾病の特性（スモンなど）等に配慮しつつ、
選択基準に基づき調査を行う。

会話での認定調査が難しい場合

対象者が理解できる伝達手段で行う

- 手話、ジェスチャー・身振り、筆談、
- 視覚的手段（絵・写真・実物） 等

➢調査対象者の情報を事前に収集する

申請時、日程調整時などで、事前に確認をしておく。

➢調査対象者の日頃の状況を把握している者に立ち会いを求める。

調査実施上の留意点

（認定調査員テキストp.7）

できるだけ、調査対象者本人、介護者双方から
聞き取りを行うように努める。
必要に応じて、調査対象者、介護者から
個別に聞き取る時間を設けるように工夫する。

コミュニケーションに配慮するには

POINT

どのようにしたら、調査対象者に
確認動作の指示が伝わるか
想像する

コミュニケーションに配慮するには

聴覚障害がある場合

聴覚障害がある対象者で、
手指機能の低下により
文字を書くことができない場合、
1-1麻痺、1-12視力等は
どのように確認しますか？

コミュニケーションに配慮するには

例えば、こんな方法があります

これから行ってもらうことを
調査員が紙に書き、
動作の指示をする

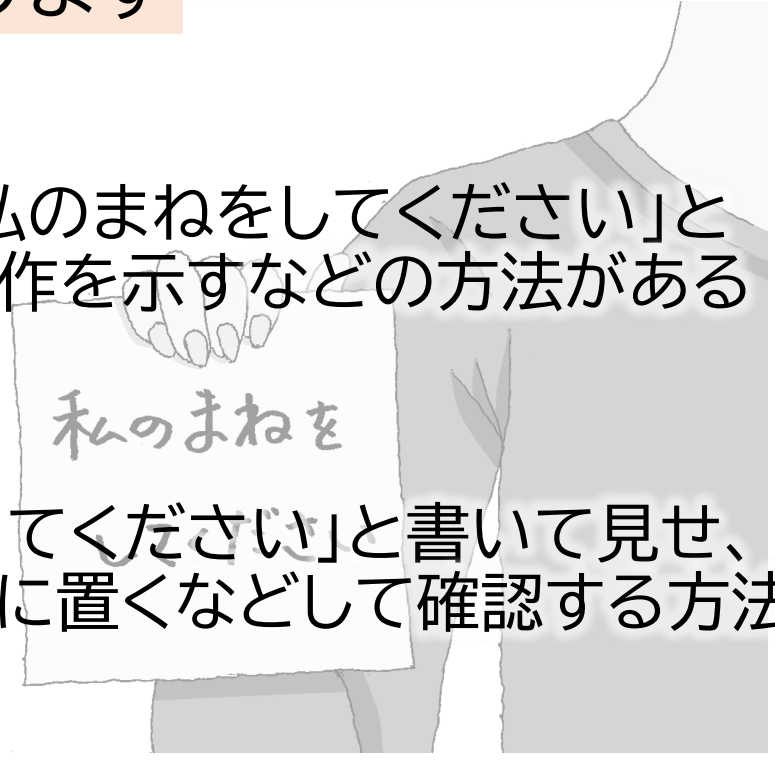


コミュニケーションに配慮するには

例えば、こんな方法があります

1-1麻痺

「同じ動作をしてください」「私のまねをしてください」と書いて見せ、調査員が確認動作を示すなどの方法がある



1-12視力

「絵が見えたら、同じ形を作ってください」と書いて見せ、視力確認表を1m先や目の前に置くなどして確認する方法がある

コミュニケーションに配慮するには

認知機能の低下がある場合

日常生活で「どの服を着るか」とたずねると、
認知機能の低下等により、
「ご飯が食べたい」と回答する状況の場合、
3-1意思の伝達、5-3日常の意思決定は、
どのように評価しますか？

コミュニケーションに配慮するには

（要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A　問17）

3-1意思の伝達

決定された意思を「伝達できるかどうかの能力」を評価する項目であるため、伝達する意思の内容の合理性は問わない。また、伝達する方法についても手段を問わないことから、意思が伝達されるのであれば、身振りや筆談などでも「できる」ものと考える。

5-3日常の意思決定

毎日の暮らしにおける活動に関して内容を理解しており、意思決定できていれば「できる」と考える。

コミュニケーションに配慮するには

介護者：どの服を着る？

対象者：ご飯が食べたい。

「意思決定」そのものは行われているが、
決定した内容を理解しているとは考えられない

3-1　意思の伝達　→　決定された意思の内容の合理性は問わない　→　**できる**

5-3　日常の意思決定　→　決定された内容を理解していない　→　**できない**

コミュニケーションに配慮するには

失語などの場合

失語があり、通常の会話が出来ず、
手指も思うように動かない場合に、
3-6「今の季節を理解する」は、
どのように確認しますか？

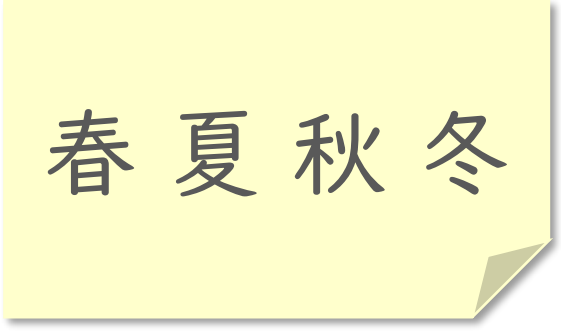
コミュニケーションに配慮するには

どのようにしたら、
調査対象者に指示が伝わるか
想像してみましょう。

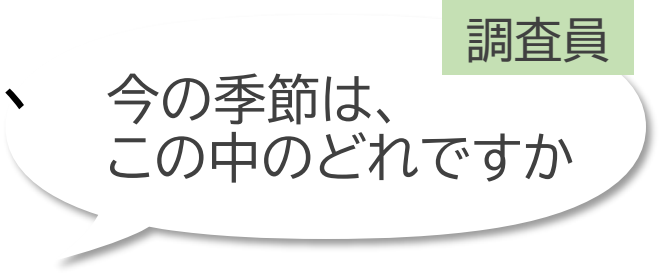
コミュニケーションに配慮するには

例えば、こんな方法があります

①調査員が、
紙に質問の選択肢を記載する



②質問の答えを指すよう指示し、
対象者に示してもらう



コミュニケーションに配慮するには

知的障害がある場合

知的障害があり、

「生年月日」「年齢」等の言葉が理解できない場合、

3-3「生年月日や年齢を言う」は、

どのように確認しますか？

コミュニケーションに配慮するには

どのようにしたら、
調査対象者に確認動作の指示が伝わるか
想像してみましょう。

コミュニケーションに配慮するには

例えば、こんな方法があります

調査員

お誕生日を
教えてください。

調査員

歳は
いくつですか。

わかりやすい言葉に言い換えるなどして確認する

コミュニケーションに配慮するには

独居等で介助されていない場合

独居で視覚障害があり全く見えない対象者に
1-11つめ切り、2-4食事摂取の
介助の方法を聞いたところ、
「介助されていない」との返答があった。
確認することはありますか？

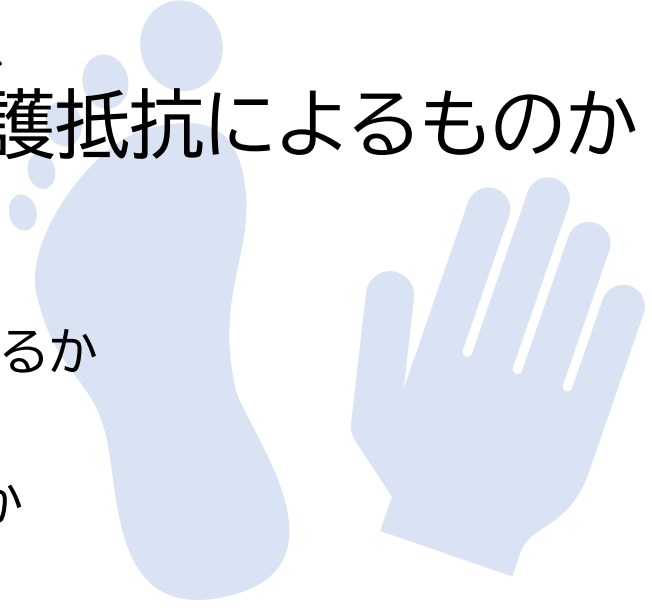
コミュニケーションに配慮するには

視覚障害のある対象者の
つめ切りや食事摂取について
想像してみましょう。

コミュニケーションに配慮するには

1-11 つめ切り

「介助されていない」状態が、
介護者不在や介護放棄や介護抵抗によるものか

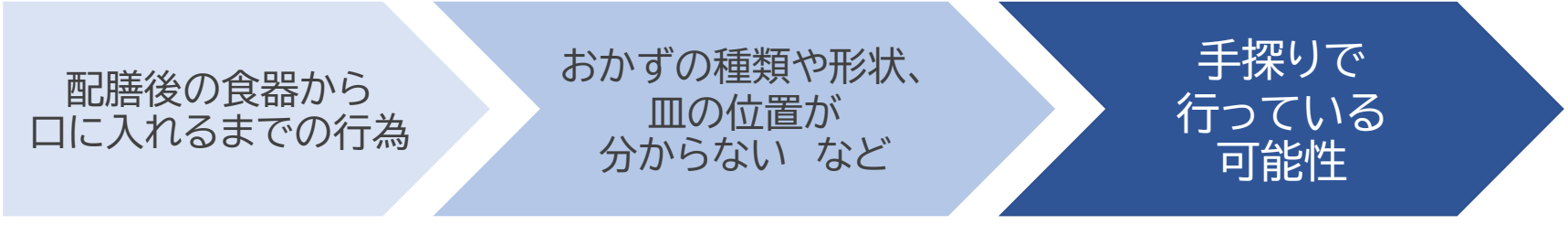


具体的な状況の確認

- 手探りで切りそこなったりすることがあるか
- 深づめや肉を切ることはないか
- 自助具(つめやすり等)を使用しているか
- 病院で切ってもらっていないか

コミュニケーションに配慮するには

2-4 食事摂取



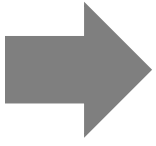
介助が行われているか確認

- 食卓で小さく切る等、食べやすくするための介助
- スプーン等に食べ物を乗せる介助
- 行為の確認・指示・声かけ・皿の置き換え等の介助

コミュニケーションに配慮するには

「介助されていない」状態が、対象者にとって「不適切」か

不適切であると
認定調査員が
判断する場合

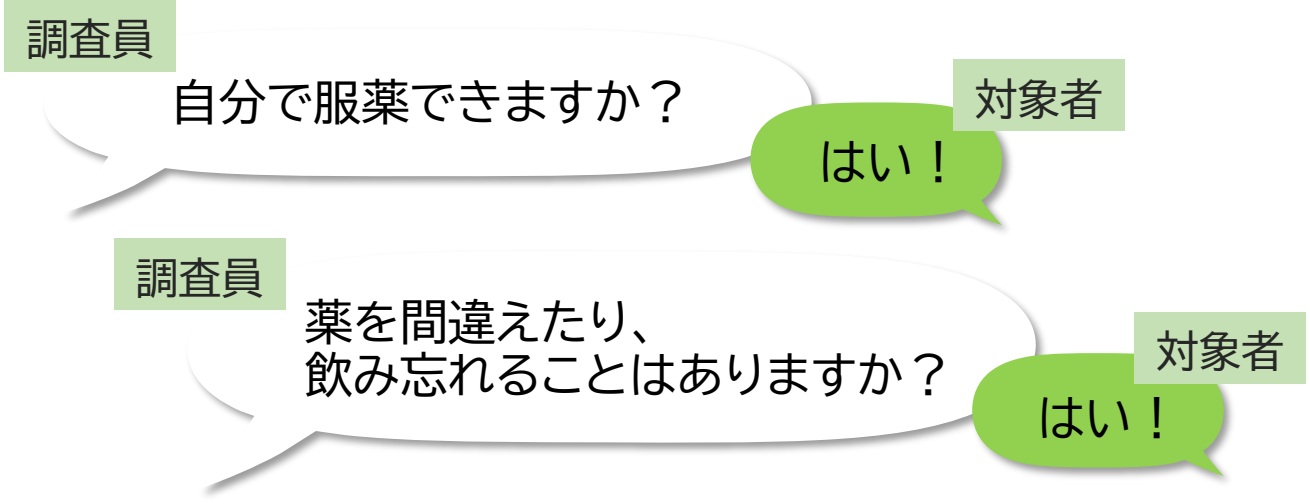


その理由を特記事項に
記載した上で、
適切な介助の方法を
選択する

コミュニケーションに配慮するには

認知症、知的障害、聴覚障害等の方で、
調査員の質問に対して、全ての項目で、
うなずいたり、「はい」「できる」と答える場合、
調査員として確認することはありますか？

（例）



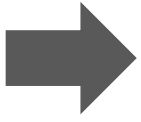
コミュニケーションに配慮するには

認知症、知的障害、聴覚障害等がある方の、
理解力について想像してみましょう。

コミュニケーションに配慮するには

今までの経験

- うなずく
- 「はい」と答える



その場を
やり過ごすことができた

質問を理解できていなくても、反応することがある

コミュニケーションに配慮するには

- 対象者が理解できる伝達方法で伝える工夫が必要
- 日頃から調査対象者を知る者の同席を求める
 - 日頃の状況や不明な点を確認することが必要

＊立会者に確認する場合は、調査対象者の尊厳を傷つけることがないよう、本人への聞き取りを終えて本人が退席した後に、立会者への聞き取りを行うなどの配慮をする

コミュニケーションに配慮するには

（認定調査員テキストp.7）

会話だけでなく、手話や筆談、直接触れる等の方法も
必要に応じて用いる。

この際に調査対象者や介護者に不愉快な思いを
抱かせないように留意する。

最後に

この資料の内容は、参考です。
実際の調査時には、調査対象者に応じて、
質問や面接方法を工夫するなどして、
適切な認定調査となるようにしてください。

令和8年度埼玉県認定調査員現任研修（中級コース）

資料4

営業活動・勧誘の禁止について

埼玉県福祉部地域包括ケア課

調査の際の営業活動の禁止

（平成11年9月14日　厚生労働省事務連絡　指定居宅介護支援事業者等の事業の公正中立な実施について）

調査を指定居宅介護支援事業者に委託する場合、その後の指定居宅介護支援事業者・指定居宅サービス事業者の選択について、被保険者を勧誘し予断を与える行為があってはならない。

調査実施時に、居宅サービス計画作成・利用の予約を行うこと、特定の指定居宅介護支援事業者の広告を行うことは、指定基準に違反するものであり指定が取り消されることがあり得るものである。

勧誘等の禁止

（介護保険法施行規則第34条の11）

要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人の役員又は職員は、調査を実施した被保険者に対して特定の居宅サービス事業者による居宅サービスを利用すべき旨の勧誘、指示を行ってはならない。